

# SAGA2024基山町保険加入要項

## 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町総務企画基本計画」に基づき、本町で開催するSAGA2024（以下「大会」という。）において、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

## 2 契約の相手方

実行委員会は、直接又は社会福祉法人基山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

## 3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

### (1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

#### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

#### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

### (2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

##### (1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

##### (2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

#### 5 事故報告

- (1) 事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) 本町で開催するSAGA2024リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 事故報告書

年 月 日

SAGA2024基山町実行委員会 会長 殿

報告者 所属：

氏名：

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

## 【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有・無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

## 【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・各役員・競技補助員・競技会補助員 一般観覧者・デモスポ参加者・医師・看護師 その他 ( )
	住所	
	氏名等	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※ 18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	